

米国物価変動会計実践の変遷

——特に、SECの動向ならびにFASBの概念的
フレームワークとの関連において——

明 神 信 夫

1. はじめに

FASB は、1986年12月に財務会計基準審議会基準書第89号 (Statement of Financial Accounting Standards No. 89, 以下基準書89⁽¹⁾という) を公表した。これには、その開示の箇所「米国ドルで、かつ米国の一般に認められた会計原則に準拠した財務諸表を作成する私企業は、物価変動の影響に関する補足的情報を開示することを要求されないが、推奨される⁽²⁾」と記載されており、物価変動会計情報の開示は任意であることを述べている。この基準書89の記述は、1979年に財務会計基準審議会基準書第33号『財務報告と物価変動』(Statement of Financial Accounting Standards No. 33, 以下基準書33⁽³⁾という) が、一般物価変動と個別価格変動の影響に関する補足的情報を要求する実験として公表されたが、この中で審議会が、5年以内に当該要求

(1) FASB, Statement of Financial Accounting Standards No. 89, *Financial Reporting and Changing Prices*, December 1986.

(2) *Ibid.*, para. 3, p. 2. 日本公認会計士協会国際委員会訳「米国FASB 財務会計基準書 物価変動会計他」同文館 323頁。

(3) FASB, Statement of Financial Accounting Standards No. 33, *Financial Reporting and Changing Prices*, September 1979.

の結果を再検討することを公約していたことに対する結論である。⁽⁴⁾ SEC が 1976年 3 月に会計連続通牒第 190 号 (Accounting Series Release No. 190, 以下 ASR190 という)⁽⁵⁾ を発表し、一定規模以上の SEC 登録企業に対し、一定の項目についての取替原価情報を財務諸表の補足的データとして開示することを義務づけて以来、途中で要求の主体が SEC から FASB へと変わり、また取替原価データから現在原価データへと情報要求は変わったものの、この 10 年間の物価変動会計情報を開示することが強制されてきた時代は、この基準書 89 の発効によりひとまず終わりをつげたようだ。

そこで本稿では、米国において物価変動会計がどのような背景の下で制度として要求されたのか、そしてなぜ強制から任意へと変化したのかを、インフレ率、SEC との関係、FASB の概念的フレームワーク等の観点より検討することにしたい。

2. 物価の変動と物価変動会計規定の推移

現行の制度会計が取得原価主義会計のもとで行われている限り、物価の変動、とりわけ高い比率の物価上昇を直接の背景として物価変動会計の必要性が叫ばれるのは、この物価変動が企業に与えるインパクトを、取得原価主義にもとづく財務諸表においては開示されえないということが原因である。歴史的に見ても、物価高騰の時期に、会計学者や会計専門諸団体、さらには企業経営者等からのこの問題に関する見解が必ずと言っていいほど登場するのは、物価変動の与える影響が多大であることにもとづく。しかし逆に、物価の変動が沈静化した時には、いつのまにか議論も沈静化したということ、これもまた事実である。

(4) FASB, Statement of Financial Accounting Standards No. 89, *op. cit.*, para. 1, p. 1. 邦訳書 322頁。

(5) Accounting Series Release No. 190, "Notice of Adoption of Amendments to Regulation S-X Requiring Disclosure of Certain Replacement Cost Data", March 23, 1976, in *Accounting Series Releases and Staff Accounting Bulletins*, (CCH, 1977), pp. 3424-3430.

米国において、物価変動会計が実験としてではあるが、制度として初めて要求されたのは、前述したように、1976年3月23日にSECがASR 190を発表し、レギュレーション S-X に規則3-17を追加してからである。

米国では、第二次大戦後、インフレーションを何度か経験してきたが、1960年代後半から80年代前半にかけては、「ここ暫くの間、昔ならば想像もできなかったようなインフレを経験してきた⁽⁶⁾」といわれたような時期であり、次頁の対前年比消費者物価上昇率の図表で示されているように、主に三つの物価上昇期があった。

ASR 190の登場は、1960年代からみて第2のインフレーション期を背景と

物価変動会計規定の推移

ASR 190
(1976年3月)
補足的情報に関する要求事項
(注記事項を除く)
a. 当事業年度末における棚卸資産
について、その現在取替原価と見
についた時点における現在取替原
価との差額を、その減価償却
累計金額から控除した後の現在
取替原価と、平均値に基づいて
減価償却の現在取替原価とを
比較し、その差額を調整した
場合の減価償却額を算定する
(Accounting Series Release No.
190, op. cit., p.3429)

SFAS 33
(1979年9月)
補足的情報に関する要求事項
(注記事項を除く)
a. 歴史的な原価/恒常ドル基準によ
る当事業年度の継続的事業活動か
らの利益に関する情報
b. 当事業年度末における純貨幣項目に
係る購買力利得または損失
c. 現在原価基準による当事業年度
の継続的事業活動からの利益に
関する情報
d. 当事業年度末における棚卸資産
及び有形固定資産の現在原価額
e. 当事業年度における棚卸資産及
び有形固定資産に属する物価変動
調整後の現在原価額の増加または
減少

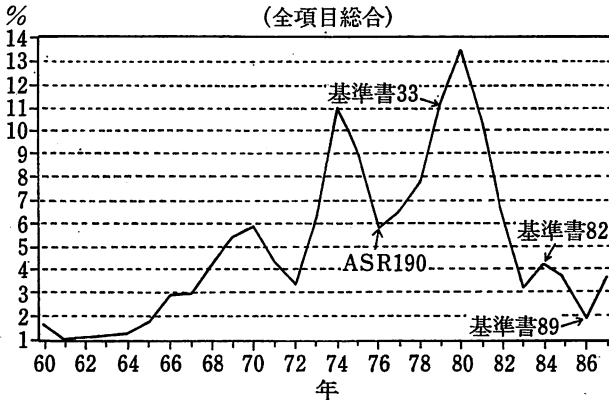
最近5年間の事業年度について
以下の情報を開示することが要求
される。
a. 「純売上高及びその他の営業取
得」
b. 「歴史的な原価/恒常ドル情報」
(1) 継続的事業活動からの利益
(2) 普通株1株当りの継続的事業
活動からの利益
(3) 事業年度末純資産額
c. 「現在原価情報」
(1) 継続的事業活動からの利益
(2) 普通株1株当りの継続的事業
活動からの利益
(3) 事業年度末における純資産額
(4) 棚卸資産及び有形固定資産の
物価変動の影響を控除した後の
現在原価額の増加または減少
d. その他の情報
(1) 純貨幣項目の購買力利得また
は損失
(2) 普通株1株当りの現金配当額
(3) 事業年度末における普通株1
株当りの市場価格
(日本公認会計士協会国際委員会
訳「米国FASB財務会計基準書
物価変動会計」同文誌12-15頁)

SFAS 82
による改訂後のSFAS 33
(1984年11月)
補足的情報に関する要求事項
(注記事項を除く)
a. 削除
b. 当事業年度末における純貨幣項目に
係る購買力利得または損失
c. 現在原価基準による当事業年度
の継続的事業活動からの利益に
関する情報
d. 当事業年度末における棚卸資産
及び有形固定資産の現在原価額
e. 当事業年度における棚卸資産及
び有形固定資産に属する物価変動
調整後の現在原価額の増加または
減少

最近5年間の事業年度について
以下の情報を開示することが要求
される。
a. 「純売上高及びその他の営業取
得」
b. 削除
c. 「現在原価情報」
(1) 継続的事業活動からの利益
(2) 普通株1株当りの継続的事業
活動からの利益
(3) 事業年度末における純資産額
(4) 棚卸資産及び有形固定資産の
物価変動の影響を控除した後の
現在原価額の増加または減少
d. その他の情報
(1) 純貨幣項目の購買力利得また
は損失
(2) 普通株1株当りの現金配当額
(3) 事業年度末における普通株1
株当りの市場価格
(日本公認会計士協会国際委員会
訳「前掲書」317頁)

(6) 経済企画庁調査局『1981年版アメリカ経済白書—1981年アメリカ大統領経済諮問委員会年次報告—』大蔵省印刷局発行 4~5頁。

米国対前年比消費者物価上昇率



(出所) 米国労働省労働統計局 (「アメリカ経済白書 1988年」「経済セミナー」増刊 (1988年 6 月刊) 日本評論社 343頁より作成)

している。このインフレーションは、農業の世界的な不作が食料価格の急上昇を引き起こしたこと、ならびに、アラブ諸国がおこなった石油輸出制限の後の原油価格の急上昇 (第1次石油ショック) が背景となっている。ASR 190は、一定規模以上 (連結貸借対照表記載の棚卸資産および減価償却累計額控除前の有形固定資産総額の期首残高合計が1億ドル以上で、その合計額が期首における総資産の10%以上) の SEC 登録企業に対し、前頁の表に記載されているような一定の項目についての取替原価情報を財務諸表の補足的データとして財務諸表の脚注か、もしくは脚注の後に記載する別個のセクションのいずれかに開示することを義務づけたものである。

第3のインフレーションの波は、1979年と1980年代はじめのものであり、原油価格の上昇 (第2次石油ショック) が主たる原因となって発生したものである。この時期の1979年9月に、FASBは、前頁の表に記載されているように、一般物価変動 (歴史的原価/恒常ドル基準) と個別価格変動 (現在原価/恒常ドル基準) の影響に関する補足的情報の開示を要求する基準書33を公表した。これは、「一般物価水準の上昇という現象は、不幸なことである

が、米国を含む多くの国々において今日の永続的な経済的特徴であると受けとめられている。しかしながら、伝統的な財務諸表の測定は名目ドルで行われ、購買力の変化に対しては何らの直接的配慮も払われていない。多くの人々は、財務諸表の利用者が同一の（すなわち一定の）一般購買力を持つ単位で測定された情報を必要としている、と信じている。⁽⁷⁾と述べるとともに、「特定の財貨および用役の相対的価格の変動は、近代経済機構全般において不可欠な特徴である。歴史的な原価による財務諸表は通常、企業が資産を保有している期間中、資産の価格変動を個別的に明らかにしないために、多くの人々は、利用者⁽⁸⁾に十分な情報を与えていないと信じている。」と述べ、「審議会は、企業が一般物価上昇及びその他の価格変動が企業活動に及ぼす影響に関する情報を提供することは緊急に必要である、との結論に達した。⁽⁹⁾」からであるとしている。この基準書33は、1979年12月25日以降に終了する事業年度より発効した。FASB がこの基準書を発効させることにより、SEC は会計連続通牒第271号（ASR 271）を発表し、1980年12月25日以降に終了する事業年度の財務諸表から ASR 190 を適用しないことを表明した。⁽¹⁰⁾この基準書33が適用された企業は、基本財務諸表を米国ドルで表示し、それを米国で一般に認められた会計原則に準拠して作成しており、かつ、事業年度の期首時点で、財務諸表（連結が義務づけられている企業は連結財務諸表）の棚卸資産および減価償却累計額控除前の有形固定資産の合計額が125百万ドルを超えるか、または減価償却累計額控除後の総資産の合計額が10億ドルを超える公開企業であった。⁽¹¹⁾

(7) FASB, Statement of Financial Accounting Standards No. 33, *op. cit.*, para. 8, p. 4. 日本公認会計士協会国際委員会訳「前掲書」5頁。

(8) *Ibid.*, para. 9, p. 4. 邦訳書 5頁。

(9) *Ibid.*, para. 10, p. 4. 邦訳書 6頁。

(10) Accounting Series Release No. 271, "Deletion of Requirement to Disclosure Replacement Cost Information", October 23, 1979.

(11) FASB, Statement of Financial Accounting Standards No. 33, *op. cit.*, para. 23, p. 10. 邦訳書 11頁。

基準書33を改訂する財務会計基準審議会基準書第82号『財務報告と物価変動：特定開示項目の除外』(Statement of Financial Accounting Standards No. 82, 以下基準書82という)⁽¹²⁾が発表されたのは、1984年11月である。この時期は物価上昇も沈静化しはじめたところに該当し、基準書33が発表された1979年および翌1980年の対前年比消費者物価上昇率11.3%、13.5%に比べると1984年の対前年比上昇率は4.3%であった。この基準書は、285頁の表に記載のとおり、基準書33から歴史的原価／恒常ドル情報に関する補足的開示要求を除外するよう求めたものである。これは、「(異なる二つの方法にもとづく情報による)利用者側の混乱を除去できること、複雑さを除去できること、履行費用を節減できること、並びに現在原価／恒常購買力情報の有用性が高いこと」⁽¹³⁾を理由としたものである。この規定の発効は、1984年12月15日以降に終了する事業年度からであった。

さて、この基準書82の付録において、「審議会は、現在原価／恒常購買力開示を指向し、基準書第33号に関連するすべての公表意見書を総合する第2の基準書を公表するであろう。」⁽¹⁴⁾と述べることによって、近いうちに新しい基準書を公表することを示唆した。しかし、2年後の1986年12月に登場した基準

(12) FASB, Statement of Financial Accounting Standards No. 82, *Financial Reporting and Changing Prices: Elimination of Certain Disclosures* (an amendment of FASB Statement No. 33), November 1984.

(13) *Ibid.*, para. 7, p. 3. 日本公認会計士協会国際委員会訳「前掲書」318頁。

なお、現在原価／恒常購買力情報とは、同一の一般購買力をもつ通貨単位で表示された現在原価または回収可能価額のうち低い方で測定する会計処理の方法であり、基準書第70号『財務報告と物価変動：外貨換算』において、基準書33の「現在原価／恒常ドル (Current cost/constant dollar)」を「現在原価／恒常購買力 (Current cost/constant purchasing power)」に読み替えるよう改訂されたものである。FASB, Statement of Financial Accounting Standards No. 70, *Financial Reporting and Changing Prices: Foreign Currency Translation* (an amendment of FASB Statement No. 33), December 1982. 日本公認会計士協会国際委員会訳「前掲書」278頁。

(14) FASB, Statement of Financial Accounting Standards No. 82, *op. cit.*, para. 10, p. 4. 邦訳書 319頁。

書は、前述したように、「物価変動の影響に関する補足的情報を開示することは奨励されるが要求すべきではない」と結論づけた基準書89であった。

FASBのこの結論へと至った理由は種々ある。しかし、インフレ率との関連のみに限定するならば、基準書89において次のように述べられている（これ以外の理由については後述する）。「最終的には、企業の業績に対する物価変動の影響の開示についての関心は、インフレーションの度合に依存して高まり、衰えるようである。過去の高インフレーションの影響が長期にわたるものであるにもかかわらず、現在のように低インフレーションの期間には、人々はこの問題には相対的に関心が低いことが明らかになった。」⁽¹⁵⁾ である。個別企業の財や用役に対する個別価格は、一般物価変動とは無関係に上昇あるいは下落するものである。それゆえ、インフレ率がたとえ無視できるほど軽微であったとしても、個別価格の変動をも無視できるもの⁽¹⁶⁾と考えることは妥当ではない。それにもかかわらず、インフレ率の低下は、ついには物価変動会計に対する人々の関心をも低下させてしまった。高インフレーションを直接の背景として1976年から始まった物価変動会計に関する要求も、基準書89において、1986年12月3日以降ついに開示は任意となった。

3. 物価変動会計への SEC の介入

物価変動会計は、基本的には一般物価変動会計と個別価格変動会計とに分類することができる。SEC が ASR 190にもとづいて取替原価情報を要求する以前においては、一般物価変動会計が主流的見解であるとみなされており、制度として求められるときには、この方法が要求されるものと見なされていた。たとえば、1963年における AICPA の会計研究叢書第6号（The Staff of the Accounting Research Division, AICPA, *Reporting the*

(15) FASB, Statement of Financial Accounting Standards No. 89, *op. cit.*, para. 123, p. 78. 邦訳書 387頁。

(16) 加古宣士稿「ディスインフレ下における物価変動会計の後退と前進—FASB 基準書試案に寄せて—」『会計ジャーナル』Vol. 19, No. 1 (1987年1月号) 10頁。

Financial Effects of Price-Level Changes, Accounting Research Study No. 6), 1969年の AICPA 会計原則審議会ステートメント第 3 号 (Accounting Principles Board of AICPA, *Financial Statements Restated for General Price-Level Changes*, APB Statement No. 3), そして 1974 年 12 月 31 日に発表された FASB 公開草案『一般購買力単位による財務報告』(Financial Reporting in Units of General Purchasing Power, 以下 GPP という) は、いずれも一般物価指数で財務諸表を修正し、取得原価主義財務諸表の補足資料として開示することを提唱したものである。そして、FASB の公開草案では、当初 1976 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度からその適用が義務づけられることになっていた。

一方、SEC は従来、取得原価主義会計に固執していたが、1973年の石油危機による急激なインフレーションを直接の背景にして、「財務諸表に対する急激な価格変動のインパクトを、登録会社や会計士がまったく無視していることが適切とは思えなくなってきた⁽¹⁷⁾」という。このため、1973年 10 月 4 日に証券法通牒第 5427 号 (Securities Act Release No. 5427) において、「売上原価の計算において現在取替原価を用いることによる純利益の影響」を表示することを企業に要求するレギュレーション S-X の修正を提案し⁽¹⁸⁾、さらに、1974 年 1 月 3 日には、会計連続通牒第 151 号 (ASR151) を公表して、その中で、報告利益がどの程度棚卸資産利益 (inventory profit) ——取得原価にもとづく売上原価と販売時点での取替原価にもとづく売上原価との差額——を含んでいるかを企業自ら (任意に) 開示するよう提唱した⁽¹⁹⁾。その後、SEC は 1975 年 8 月 21 日に証券法通牒第 5608 号を発表し、ASR 151 における開示要

(17) Accounting Series Release No. 151, "Disclosure of Inventory Profits Reflected in Income in Periods of Rising Prices", January 3, 1974, in *Accounting Series Releases and Staff Accounting Bulletins*, (CCH, 1977), p. 3273.

(18) *Ibid.*

(19) *Ibid.*, pp. 3273-3274.

求項目をさらに拡大する方針を明らかにした。そして、1976年3月23日には、ASR190を発表して、レギュレーション S—X に規則 3—17を追加し、ついに一定規模以上の SEC 登録企業に対して取替原価情報の開示を強制したのである。これは「現在原価革命」とまで言われ、この SEC の行動の結果は、FASBのGPP案に関する結論を据え置かせることになってしまった。

周知のように、SECは、1934年に設置された大統領直属の独立した行政機関であり、アメリカ議会は連邦証券諸法の適用権限をSECに委任している。そして、SECの管轄下にある会社を対象とした会計原則を法制化する権限を有している。しかし、SECは、基本的にはプライベート・セクターで設定された公正な会計原則ないし慣行を尊重してきたのである。具体的には、1938年4月25日付の会計連続通牒第4号によって、財務諸表の作成にあたっては実質的に権威のある支持を有した会計原則にもとづくべきことを定めており、1973年12月20日付の会計連続通牒第150号（ASR150）においては、プライベート・セクターの公式の団体としてAICPAが後援するFASBを指定したのである。⁽²⁰⁾すなわち、SECは、ASR150において、「FASBが、その基準書および解説書（Interpretation）において発表する原則、基準および実務慣行を、SECは実質的に権威ある支持を有するものと見なし、また、FASBのこのような公表物に反するものはこうした支持のないものと考⁽²¹⁾える。」と述べている。

だがこのことは、独立で私的な基準設定団体としてのFASBは、最終的にその権威を、政府機関であるSECによるFASBの公表物（pronouncements）の承認から得ていることを意味する。したがって、もしSECとのあいだで何らかの不一致が有り得る場合には、FASBの方が弱い立場にな

(20) 窪内義正稿「最近におけるSECの活動に対する批判〔上〕——経団連の要求とその成果——」『商事法務』No. 830（1979年3月5日号）17頁。

(21) Accounting Series Release No. 150, "Statement of Policy on the Establishment and Improvement of Accounting Principles and Standards", December 20, 1973, in *Accounting Series Releases and Staff Accounting Bulletins*, (CCH, 1977), pp. 3271-3272.

ということに注意すべきである。⁽²²⁾ ASR190が公表されたことにより、FASBがGPP案に関する結論を延期せざるをえなくなったのも、このFASBの立場を明確に示している。このFASBの立場を前提として、いま少し、ASR190の登場の背景を当時のSECの置かれていた状況、ならびに、SECの主任会計士の物価変動会計に関する見解について考察しておこう。

「(1970年)以前のSECの態度は、基準設定作業のほとんどを専門家団体に委託するというように比較的消極的なものであった。」⁽²³⁾と言われるほど、SECは、プライベート・セクターで設定された会計原則ないし慣行を尊重してきた。しかし1970年前後の頃より、たとえば、財務諸表や監査人への信頼を損なうようなEquity Funding社のSECへの虚偽申請や、Franklin National銀行、Penn Central鉄道等の倒産事件等が発生し、また、会計基準設定機関がAICPAのAPBからFASBへと変わった(1973年)後も、独立監査人の有効さや財務諸表の信頼性についての疑問を生じさせるような事件が相次いだ。たとえば、ウォーター・ゲート事件や、ロッキード事件等にもなって、企業の非合法的な政治献金や外国政府高官への不正支出問題が明らかとなった。⁽²⁴⁾

また、これらの出来事が起きたのと同じ頃の1974年には、オイル・ショックが発生した。これは、石油産業各社の財務会計情報に対する議会の注意を引き付けることにもなった。だが、財務諸表には議会が期待した情報が開示されていなかったため、当該企業にたいする情報開示を改善すべきであるとの要求が高まった。⁽²⁵⁾ SECは、1975年のエネルギー政策法の成立にもなって、石油・天然ガス会社についての会計実践を1977年12月までに決めること

(22) Tweedie, David and Geoffrey Whittington, *The debate on inflation accounting*, Cambridge University Press, 1984, p.154.

(23) *Ibid.*, p.162.

(24) A. Clarence Sampson, "A regulator's view of the FASB: the first 10 years and after", *The Journal of Accountancy*, August 1983, p.46.

窪内義正稿「前掲論文」18～19頁。

(25) *Ibid.*, p.46. 「同上論文」20頁。

を求められた⁽²⁶⁾。これは、会計基準設定を FASB に委ねるという従来からの SEC の方針にたいし、議会からの明らかな批判を意味するであろう。

このような状況下において、上下両院の小委員会から注目すべきいくつかの報告書が発表された。すなわち、1976年10月に、下院議員のモス（John E. Moss）が議長をする「州際および対外通商委員会」（Interstate and Foreign Commerce Committee）の小委員会から報告書が公表された。これは、FASB を批判するとともに、SEC は会計原則制定を FASB に任せることなく、SEC 自らが会計基準および監査基準を制定すべきことを勧告したものである。一方、上院議員のメトカルフ（Metcalf）が議長となった別の小委員会（政府活動委員会の「諸報告書、会計および経営者に関する小委員会」）では、1976年12月に1,750頁にもわたる報告書“The Accounting Establishment: A Staff Study”を公表した。この報告書では、SEC がプライベート・セクターに会計基準等の設定をゆだね、期待された機能を果たしていないことや、会計専門家の独立性の欠如を批判するとともに、会計専門家の仕事のコントロールを連邦政府に移すことを提案した。⁽²⁷⁾

しかし、議会からのこのような批判・圧力にもかかわらず、SEC は、プライベート・セクターによる自己規制でいくべきであると反論している。⁽²⁸⁾だが、SECは、最終的には議会に対して責任を負っているし、それ故、政治的圧力も受けやすい。⁽²⁹⁾

先に述べたように、1975年にエネルギー政策法が成立したが、FASBは、それに対応して1977年12月に基準書第19号『原油・ガス採掘会社による財務会計と報告』を発表した。しかし、SEC は、FASB の基準書の内容とは異なる基準を1978年8月31日付で会計連続通牒第253号として発表し、埋蔵量認識会計（reserve recognition accounting）を義務づけた。ASR 190の場

(26) 「同上論文」20頁。

(27) A. Clarence Sampson, *op. cit.*, p. 46. 「同上論文」18頁。

(28) 「同上論文」18頁。

(29) Tweedie, David and Geoffrey Whittington, *op. cit.*, p. 162.

合もこれと同様に、このような政治的圧力を背景として、これまで FASB に委ねていた会計基準制定に関連し、SEC が明らかにイニシアチブをとりはじめた（いいかえれば、介入しはじめた）ものとして注目されるのである。

かくして、ASR 190 が登場した背景要因として、SEC に対するこのような政治的圧力、ならびに前述した激しいインフレーションという経済的背景を挙げることができるのであるが、次には、SEC 自身が物価変動会計の必要性に関しどのような見解をもっていたのかを検討しておく必要がある。

SEC が取替原価情報の開示を求めた理由は次のとおりである。「まず第 1 に、現在の経済状態の下では、企業の個別の財や用役に対する物価変動のインパクトについてのデータは、投資家にとって企業の現在の営業状況を理解するのに最も重要である、と信じているからである。現在の一般的なインフレ率は、1974年の水準からは低下しているけれども、補足のない歴史的原価データだけでは現在の経済状況を十分に反映しないというような物価水準にまだ存在している。さらに、インフレ経済下においては、企業に影響を及ぼす個別のコストや価格の方が、一般物価水準よりもより急速に変動する。このような要因は、物価が安定している時期と比べて、実施を延期することによるインパクトをより甚大なものにする。」⁽³⁰⁾と述べている。

SEC の当時の主任会計士 John C. Burton は、トゥループラッド・レポート (Trueblood Report) において定義されたことを用いて、取替原価情報の必要性を次のように主張している。

Burton は、財務諸表の基本目的を、企業の現金創出能力と定義される収益力を予測し、比較し、そして評価するための情報を利用者⁽³¹⁾に提供することだと述べるとともに、インフレーションの下では、カレントな収益と名目的貨幣原価との対応は、経常的な活動段階での長期平均純現金流入 (long-run

(30) Accounting Series Release No. 190, *op. cit.*, p. 3425.

(31) John C. Burton, "Accounting that allows for Inflation", *Business Week*, November 30, 1974, p. 12.

average net cash inflows) についての適切な概算額を示さないであろうと述べる。インフレの時代にあっては、カレントな収益に対応する費用はカレントな費用でなければならず、この測定は販売または費消された特定資産のカレントな取替原価にもとづくべきであり、このアプローチのもとで長期平均純現金流入の概算額を求めることができるというのである⁽³²⁾。したがって、インフレ下において、財務諸表をいかなる方法で変更すべきかに関する問題の答えとして、もし貨幣の一般購買力変動を反映するために財務諸表をどのようにして修正することができるかについてのみ答えるならば、事業に対するインフレーションのインパクトの問題の多くの局面を無視する解答となると述べている⁽³³⁾。Burtonのこのような主張は、その当時、その問題に関する最も新しい、そして最も権威ある専門家の主張であったトルーブラッド・レポートの中で述べられた目的にもとづいて、少なくとも取替原価方法の理論的正当化を試みているといえることができるであろう⁽³⁴⁾。

さらに、Burtonは、「(一般物価変動会計を)適用することの容易さは否定できないが、何らの新しい経済的測定も行われないので、このようなシステムから何らかの意義のある便益が得られるかどうかに関し重大な疑問がある。事実、一般物価変動会計システムによって生み出されたデータが、財務諸表の利用者にとって有用というよりもむしろ、確実に誤解を与えるかもしれないという強力な議論がなされている。……一般購買力変動会計の方が、名目的貨幣単位によるものよりも、より良く長期平均純現金流動の測定値を生み出すだろうと考える何らの理由もない。……一般購買力変動会計は、歴史的な原価システムの無力さをすべて黙認するだけではなく、実際にそうでないのに、それは改善であると投資家が誤解する可能性がある。もしも、一般購買力変動会計が、意義ある、そして価値ある新しい情報を制定するFASB

(32) John C. Burton, "Financial Reporting in an age of Inflation", *The Journal of Accountancy*, February 1975, p. 69.

(33) John C. Burton, "Accounting that allows for Inflation", *op. cit.*, p. 12.

(34) Tweedie, David and Geoffrey Whittington, *op. cit.*, p. 157.

によって油を注がれるならば、この危険は著しいものとなる。」⁽³⁵⁾と主張する。Burton のこのような主張は、彼自身、これは必ずしも SEC の見解を示すものではないと断わっているものであるが、SEC のその後の動きをみた場合、多に注意を払う価値があるものといえよう。

かくして、SEC による取替原価情報の開示要求は、インフレーションが直接の背景ではあるけれども、しかしこのことだけで SEC が FASB への介入をおこなったと単純に考えることはできない。議会によるプライベート・セクターへの批判、また、SEC がそのプライベート・セクターに従っていることへの批判を背景とし、さらには、FASB の主張する一般物価変動会計に対する批判とが相まって行われたと考えるものである。

4. 物価変動会計と FASB 概念的フレームワーク

FASB は、1974年以來、財務会計および財務報告の基準を基礎づける概念的フレームワークを形成することを目的として、概念的フレームワーク・プロジェクトに取り組んできた。このプロジェクトは、今後多年にわたって財務会計および財務報告が進むべき方向を定めることになるためにその動向が注目されるものである。FASB は、この概念的フレームワークを、首尾一貫した財務基準へと導くことが期待される相互に関係のある目的と基本概念との一貫したシステムと記述しており、またそれは、財務報告の性質、機能、そして限界を定めたものである。⁽³⁶⁾したがってまた、物価変動会計の将来の発展についても、この概念的フレームワークと首尾一貫していなければならないものと考えられるのである。またこれは、当時問題とされた財務報告に対する不信感や政府の干渉を取り除くためにも必要とされたものである。

(35) John C. Burton, "Financial Reporting in an age of Inflation", *op. cit.*, pp. 69-70.

(36) FASB, *Scope and Implications of the Conceptual Framework Project*, December, 1976. 森川八洲男監訳『現代アメリカ会計の基礎概念—FASB 財務会計概念報告書—』白桃書房 昭和63年9月刊 5頁。

つまり、「財務諸表に対する不信感は、企業、企業の指導者および社会一般に好ましくない影響を与える。こうした影響の一つに、政府により不当な報告やその他の規制が押しつけられるという危険があげられる。……不信感は、好ましくない世論を生みだし、そのような世論は、政府による不当な規制の露払いの役割を果たすこともあろう。あらゆる会社、あらゆる業界は、財務報告に対する不信感のために不利益を被る立場にある。以上の理由から、財務諸表の信憑性を高めることは、すべての関係者の利益になるのである。研ぎ澄まされた概念的フレームワークがあれば、それが可能になる。」⁽³⁷⁾と FASB は述べている。

SECは、FASB に対し、ASR190による大胆な介入を行ったが、しかしここでは、FASB への若干の気遣いを示すとともに概念的フレームワークにもふれて、次のように述べている。「当委員会は、新しい要求 (ASR 190) により、財務諸表の概念的フレームワークに関する FASB の調査研究から得られるであろう結論を前もって支配しようとは思っていない。当初の提案でも述べたように、当委員会は、基礎的な会計モデルの基本的な変更は、FASB の綿密な調査研究を経た後にのみ行われるべきものであると考えている。当委員会は、本規則を施行する結果得られる取替原価情報に関する実験は、FASB の調査研究を大いに手助けするものであると同時に、投資家に対し有用な補足的開示を提供するものであると考えている。」⁽³⁸⁾と。

このように SEC は、現時点では、この取替原価情報は投資家にとって有用な開示であることを主張するが、しかし、将来ともこれによって FASB を拘束するものではなく、FASB の概念的フレームワークにもとづく研究成果に期待していることを述べたのである。

したがって、FASB は1976年6月にGPP案に関する公開草案に対し態度を据え置くと表明しているが、これは「概念的フレームワークに関する研究についてのより一層の進展があるまで」据え置くと述べたものなのである。

(37) *Ibid.* 邦訳書 10頁。

(38) Accounting Series Release No.190, *op. cit.*, p.3427.

さて、1979年9月に一般物価水準の変動と個別価格の変動の両者の影響を開示させる基準書33が FASB より発表されたが、この当時、概念的フレームワークの研究については、次のものが発表されていた。つまり、財務会計概念基準書第1号 (Statement of Financial Accounting Concepts No.1) 『営利企業の財務報告の目的』 (Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises) (1978年11月発表)、財務会計概念基準書第2号 (Statement of Financial Accounting Concepts No.2) 『会計情報の質的特性』 (Qualitative Characteristics of Accounting Information) (1980年5月発表) に先行する公開草案 (1978年8月)、そして、改訂された公開草案『営利企業の財務諸表の諸要素』 (Elements of Financial Statements of Business Enterprises) (1977年に発表された公開草案の改訂版であり、⁽³⁹⁾1979年12月に発表されたもの) であった。

この概念的フレームワークの影響は、明らかに基準書33の中に見ることができる。なぜならば、基準書33は「概念基準書第1号」で述べられている目的にもとづいているからである。つまり、基準書33では、「概念基準書第1号」の目的を次のように引用して、それを基準書33の目的に利用している。「当基準書 (概念基準書第1号) は、財務報告は、投資家、債権者、およびその他が企業に流入する将来の正味キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性を評価するのに役立つ情報を提供すべきである (para. 37), と結論付けている。また当基準書は、潜在的キャッシュ・フローの直接および間接的証拠資料を提供する方法によって企業の経済的資源に関する情報を提供することを要求し (paras. 40, 41), 経営者は所有者に対して『インフレーションあるいはデフレーションといった経済における好ましくない経済的インパクト要因から企業の経済的資源をできる限り保護する責任を負っている』 (para. 50) と結論付けている。⁽⁴⁰⁾」そして、このような情報を利用者 (投

(39) Tweedie, David and Geoffrey Whittington, *op. cit.*, p. 175.

(40) FASB, Statement of Financial Accounting Standards No. 33, *op. cit.*, para. 2, p. 1. 邦訳書 2頁。

資家、債権者およびその他）がどのような面の評価に利用することができるかということに関し、基準書33では次の4つについて明らかにしている。⁽⁴¹⁾

- (1) 将来のキャッシュ・フローの評価。これは、「価格が変動している時に、時価（current prices）を反映する測定値は、将来のキャッシュ・フローの評価のための有用な情報を提供する」（para. 3a）という。これは、概念的フレームワークの目的と関連している。
- (2) 企業の業績評価。これは、「時価を反映する測定値は、過去における資産取得の意思決定が、将来のキャッシュ・フローを稼得する機会をどの程度創出したかを評価するための基礎を提供することができる」（para. 3b）ことを意味しており、保有資産価値の増大（保有利得）は、「たとえそれが営業による業績とは区別されうるものとしても、業績の一側面」（para. 3b）と見なされるべきであるという。これは概念的フレームワークの包括的利益に関連している。
- (3) 営業能力の浸食化の評価。これは、「収益を生むために用いられる資源の時価に関する情報は、営業能力が維持されている程度またはその方法を利用者が評価するのに役立つものである」（paras. 3c, 94b）という。これは、概念的フレームワークの物的資本維持に関連している。
- (4) 一般購買力の浸食化の評価。これは、「投資家は通常、企業が自己の資本の購買力を維持しているかどうかを評価することに関心を持っている。」（para. 3d）という。これは概念的フレームワークの財務的資本維持と関連している。

「概念基準書第2号」の中で重要だと定義される会計情報の「質的特性」は、主として、利用者にとっての知覚された便益が情報を提供するためのコストを超えなければならないという制約を条件としての目的適合性と信頼性である。⁽⁴²⁾そして、会計情報が有用であるためには、ある最低限の水準の目的

(41) *Ibid.*, pp.1-2,45. 邦訳書 3, 42~43頁。

Tweedie, David and Geoffrey Whittington, *op. cit.*, p.176.

(42) Tweedie, David and Geoffrey Whittington, *op. cit.*, p.176.

適合性と信頼性をもっていなければならないという。⁽⁴³⁾

基準書33では、「財務報告書の作成者および利用者は、恒常ドル情報および現在原価情報の一般的、実務的な有用性に関して、いまだ意見が一致するには至っていない。この両者の情報を実務上体系的に適用してさらに多くの経験を蓄積することにより、意見の一致をみることになるであろう。したがって、基準書は、特定の企業に対し恒常ドル基準および現在原価基準の両者の情報を作成することを要求するものである。」⁽⁴⁴⁾と述べる。現在原価情報は、目的に対する高い目的適合性を持っているといわれる。しかし、その適用については限られた経験しかないために信頼性を欠いている。この目的適合性と信頼性との間のトレードオフは、基準書33において、開示の補足的性質とそれらの実験的性質の両方を正当化するために用いられたものである。⁽⁴⁵⁾

基準書33は、「審議会は、有用性に関する十分な証拠を得たならば、基準書の要求を包括的に再検討するであろう。満足のいく証拠を集めるためには5年にわたる期間が必要であろうと予想される。しかしながら、審議会はまた、基準書が要求する情報を提供することに関しての、費用と効果とを継続的に再評価し、証拠によってその考え方が正当化された時点で、その要求を改訂または廃止する予定である。」⁽⁴⁶⁾と述べている。前述したように、会計情報の有用性は、利用者にとっての知覚された便益が情報を提供するためのコストを超えなければならないという制約を条件としての目的適合性と信頼性である。基準書33の将来は、目的適合性と信頼性のテストに合格するか否か

(43) FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No. 2: *Qualitative Characteristics of Accounting Information*, May 1980, para.133. 森川八洲男監訳「前掲書」151頁。

(44) FASB, Statement of Financial Accounting Standards No. 33, *op. cit.*, para. 13, p. 5. 邦訳書 6～7頁。

(45) *Ibid.*, paras. 6-15, pp. 3-6. 邦訳書 4～7頁。

Tweedie, David and Geoffrey Whittington, *op. cit.*, p. 177.

(46) FASB, Statement of Financial Accounting Standards No. 33, *op. cit.*, para. 115, p. 57. 邦訳書 55頁。

にかかっていたといえよう。

5. 財務会計基準書第89号の背景

FASB は、企業に及ぼす物価変動の影響に関する情報の必要性を認識して、基準書33を公表したが、この内容は、前述のとおり、一般物価水準の変動（歴史的原価／恒常購買力情報）と個別価格の変動（現在原価／恒常購買力情報）の影響を開示させるものであった。これは、この2つの方法が大多数の財務諸表作成者、利用者および監査人によって支持されているというFASB自身の認識にもとづいているが、そのうちのいずれの方法が高く評価されているかはFASBにも明らかでなく、かつ、いずれの方法も、その有用性と信頼性を判断するのに十分なほど広範囲には適用されていなかったという状況の下で特定の情報を実験的に提供することを要求したものである⁽⁴⁷⁾。

だが、この補足的開示に関するその後の調査研究、ならびに、1983年12月27日付のFASBによるコメント依頼書『物価変動の影響に関する補足的開示』に対する回答によれば、基準書33の情報は幅広くは利用されていないことを示していた。すなわち、利用者の数も利用の範囲もいずれも限られていた。また、コメント依頼書に対する大多数の回答は、開示の作成費用がそれによる便益を上回っていると指摘していた。また、企業に対するインフレーションの影響を評価する方法を利用者が独自に開発しているために、強制的開示は不必要であるという批判、そして、開示方法に対する批判、ならびに、二つの方法（歴史的原価／恒常購買力情報と現在原価／恒常購買力情報）を使用して物価変動に関する情報を開示することは、利用者を混乱させることになるという批判がなされた⁽⁴⁸⁾。

このため、基準書82は、基準書33から歴史的原価／恒常購買力情報に関する

(47) FASB, Statement of Financial Accounting Standards No. 89, *op. cit.*, para. 110, p. 73. 邦訳書 381頁。

(48) *Ibid.*, paras. 113-114, p. 74. 邦訳書 382頁。

る補足的開示要求を除外するよう求めた。これは、異なる二つの方法にもとづく情報により利用者側が混乱するのを除去するため、開示項目の数を減少させ、その要求を単純化することにより情報の有用性を高めることができる⁽⁴⁹⁾と判断したためである。つまり、現在原価／恒常購買力情報の方が歴史的な原価／恒常購買力情報よりも有用性が高いこと、そして複雑さを除去できること⁽⁵⁰⁾、履行費用を節減できること等を理由としたものである。

基準書82が公表されて後、1984年12月に、FASBは公開草案『財務報告と物価変動：現在原価情報』(Financial Reporting and Changing Prices: Current Cost Information)を公表し、さらには、1985年10月に、企業の業績、資源、債務および株主持分に関する一般物価上昇および個別価格変動の影響のより効果的かつ有用な開示をもたらすためのプロジェクトを設けている。このプロジェクトの主要目的は、(a)財務諸表項目の現在価格と一般物価水準の両方による修正を反映する包括的物価変動モデルを開発すること、および、(b)当該モデルのどの部分が、補足的情報として財務報告書に含められるほど十分有用であり、かつ信頼性があるかを決定することであった。⁽⁵¹⁾

だが、1986年12月に公表された基準書89では、前述したように、「物価変動の影響に関する補足的情報を開示することは奨励されるが要求すべきではない」と結論づけ、今後は自発的開示を奨励することになった。また、上記の包括的物価変動モデルの開発プロジェクトを続行することも断念した。⁽⁵²⁾企業の業績に対する物価変動の影響の開示についての関心は、インフレーションの度合に依存して高まり、衰えるようである。過去の高インフレーションの影響が長期にわたるものであるにもかかわらず、インフレーションが沈静

(49) *Ibid.*, para. 115, pp. 74-75. 邦訳書 382頁。

(50) FASB, Statement of Financial Accounting Standards No. 82, *op. cit.*, para. 7, p. 3. 邦訳書 318頁。

(51) FASB, Statement of Financial Accounting Standards No. 89, *op. cit.*, paras. 116, 121-122, pp. 75, 77. 邦訳書 383, 386頁。

(52) *Ibid.*, para. 127, p. 80. 邦訳書 389頁。

化したこの時期には、人々によるこの問題に対する関心は低くなった。⁽⁵³⁾
FASBがこの結論へと至った理由の第一の要素は、このインフレ率の低下と
ともに、この問題に関する人々の関心も低下したことに起因する。しかし、
だからといってこの要因のみによって物価変動会計情報開示に関する強制規
定が任意へと変更されたわけではない。

基準書89の付録B「背景および結論の根拠」では、さらに次の諸要因につ
いて述べている。つまり、「審議会は、現在原価／恒常購買力の開示の受容
度が低い理由が、特定の又はすべての企業にとって当該開示が十分に有用性
がなく、または信頼性がないという認識に関連していたと確信する⁽⁵⁴⁾」と述べて
いる。これは、たとえば、現在原価の測定に関連して、現存している資産の
潜在用役を同等の潜在用役をもつ他の資産に取り替えることを、實際上、多
数の企業は意図することはないだろうし、また、現在原価の計算上、個別の
物価指数を適用することが認められているが、それを歴史的な原価数値に適用
したからといって、それで当該企業にとって信頼性のある現在原価の額が算
出できたということに必ずしもならないかもしれないからである。また、有
形固定資産のより低い回収可能価額を算定するために特定の指針を開発する
ことが必要とされているが、審議会は、この問題に対する技術的解決策を最
最終的に開発することは可能であると断言する一方で、その解決方法を開発す
るには相当の時間と資源を必要とし、またその結果は、情報作成者にとつ
て、改訂後の基準書33の要求よりもより多くの履行費用がかかることを予想
している。しかし、たとえ技術的解決策が開発されたとしても、それが作成
者、利用者および監査人の間で一般的に受容されるか否かに関しては相当な
不確実性が存在していることを指摘する⁽⁵⁵⁾。したがって、FASBは、「現時点で
は、この現存する問題を解決しようとするのことに限っては、いかなる合理的
な費用—便益テストをも満足しないというのが、われわれの意見である⁽⁵⁶⁾」と

(53) *Ibid.*, para. 123, p. 78. 邦訳書 387頁。

(54) *Ibid.* 邦訳書 387頁。

(55) *Ibid.*, para. 124, pp. 78-79. 邦訳書 387~388頁。

(56) *Ibid.*, para. 124, p. 79. 邦訳書 388~389頁。

述べるのである。

「概念基準書第 2 号」で示唆されたように、基準書33の将来は、利用者にとっての知覚された便益が情報を提供するためのコストを超えなければならないという制約を条件としての目的適合性と信頼性のテストに合格するか否かにかかっていた。したがって FASB が、この現在の情報が費用—便益テストをクリアしないと断言（いままでは常に、費用よりも便益の方が上回っていると主張していた。）したことは、とりもなおさず、この要求の廃止をやむを得ないものと判断したからであろう。

ところで、以前に述べたことに関連して、いま一つ重要なことである議会や SEC の干渉・介入の問題についても検討しておかなければならないであろう。FASBは、議会や SEC の干渉・介入には神経を使っているようである。なぜならば、SEC による ASR 190（取替原価情報の開示要求）、ならびに ASR 253（石油・ガス会社に対する埋蔵量認識会計の要求）にみられるような SEC の行動は、FASB の存在意義を問われかねないことになるからである。したがって、FASB は、「改善された会計上の解決が一般に認められるか否か、並びに、特定の主題に取り組まないことにより、他の団体、すなわち、SEC または議会が行動をとることになるかどうかを考慮すること」⁽⁵⁷⁾を必要としていると述べている。しかし、FASB はこの問題に関し、「現在では、改訂後の基準書33で当該開示を継続するためのいかなる要求にも、政府の関心は減少してきたようである」⁽⁵⁸⁾との判断をくだした。

この問題に対する政府の関心の減少は、もちろんインフレーションの沈静化の影響が大きい、同時にレーガン政権下での政府支出の削減と政府規制の軽減を目指した政策をも考慮しなければならないであろう。1981年1月下旬にレーガン大統領顧問団は、SEC の機能と目的について、大規模な改革を求める報告書を提出した。この報告書では、一方で SEC の諸規制権能の剝奪を唱えながらも、他方では、企業の資本形成の推進を図り、かつ、証券

(57) *Ibid.*, para. 126, p. 80. 邦訳書 389頁。

(58) *Ibid.* 邦訳書 389頁。

関係諸法を盾とした強請を行うことのないよう強調しているものである。またこの時期、ブッシュ副大統領を委員長とする政府規制改革委員会が設置され、「企業に不必要な負担をかけている政府規制の大幅緩和」を目指して検討を始めているのである。⁽⁵⁹⁾

これは、1970年代の政府規制の強化現象（SEC による ASR 190 の要求もこの一つである）に対して、「政府の規制措置は民間企業に多大のコスト負担を課し、生産性を減退させ、ひいては大きなインフレ要因になっているという問題意識」⁽⁶⁰⁾にもとづいた反規制運動を背景としたものである。したがって、「政府の関心の減少」とは、この政府規制に対する批判を背景にした政府予算の削減、政府規制の緩和をも含意していることに注目しておく必要があるだろう。

したがって FASB は、物価変動会計情報開示の強制を止めることに対して、議会や SEC が干渉・介入をする恐れが少なくなったという判断をしたものと思われる。

かくして FASB は、前述した包括的物価変動モデルの開発プロジェクトの続行を断念するとともに、基準書89の「奨励されるが要求すべきではない」という結論を採ったと思うのである。

6. おわりに

本稿を終えるに当たって、これまで述べてきたことを、まず簡単に要約するとともに、若干の問題点を指摘しておこう。

米国における物価変動会計は実験としてのものであったが、それが制度化された背景は、物価の上昇が最も大きな要因であったことには間違いはない。しかし、このことだけでは現在原価会計を志向することにはならなかつ

(59) 海外情報「米国 SEC を襲う改革の嵐—大統領顧問団の報告書が投げかけた波紋—」『商事法務』No. 898, 昭和56年2月25日号, 34~35頁。

(60) 窪内義正稿「米国における連邦政府規制の動向(上)—いわゆる反規制運動—」『商事法務』No. 854, 昭和54年11月15日号, 9~12頁。

たであろう。議会の FASB への不信感、ならびに基準設定に関して SEC が FASB に従っていることへの批判等が、基準設定、つまり、取替原価情報開示へと SEC を介入させることになったのであった。政府の影が会計にも色濃くうつることをこのことは端的に示している。

また一方で FASB は、概念的フレームワークの検討を進めており、物価変動会計もこれの影響を大きく受けている。

基準書89は、物価変動会計をこれまでの強制から任意へと変更させた。このような結論へと至った理由は、インフレーションの沈静化が最も大きな要因としてあげられるが、概念的フレームワークとの関連で捉えるならば、費用が便益を上回っており、また、有用性・信頼性に大きな疑問が生じたからにはほかならない。さらにはまた、政府支出の削減、政府規制の緩和という政治的環境を背景として、SECの物価変動会計に関する関心も物価の下落とともに沈静化したということも重要な要因としてあげられるであろう。

この基準書89に賛成投票をしたのは FASB の7名のメンバーのうち4名にすぎなかった。3名はこれに異議を唱えていた。これらの異議の内容は概ね次のようである。⁽⁶¹⁾

- (a) 米国における現在のインフレ率は、相対的に低い水準にあるが、時間的経過による複合的影響額にはかなり重要性がある。財務諸表に対するその歪曲された影響は、今後、測定も開示もなされなくなる。
- (b) 大半の会計士および財務諸表の利用者は、貨幣単位は安定しているという仮定の下で財務報告モデルを教え込まれてきたので、この帰結を変えることを認めるには長い期間を要する。企業の経営成績の代替的測定方法の開発を完成させるために基準書33の努力を継続することが必要である。
- (c) 開示を任意とすることにより、当該企業が自らの制度を取り除いた場合、それによってつぎにインフレ率が上昇したときに、当該資料を提供する能力および傾向を制限してしまっていることを心配する。これらの資料

(61) FASB, Statement of Financial Accounting Standards No. 89, *op. cit.*, pp. 2-4. 邦訳書 323~326頁。

の喪失は、財務分析者および研究者が企業の財政状態及び経営成績に対する物価変動の影響を継続的に評価する能力および傾向を制限することになるかもしれない。

- (d) インフレ率が上昇したときに、私企業に対する物価変動の影響を開示させるための要求を復活させることは、基準書33の開示を当初導入したときと同じほど困難であり、時間を要し、かつ費用がかかると確信している。これらの異議の内容は、基準書89に伴う問題点をよく指摘していると思われる。

さて、物価変動会計に関する関心は、物価の上昇とともに、また現れることになるのは、歴史の示すところである。しかし、物価変動会計が次に制度として登場する場合には、それは概念的フレームワーク・プロジェクトの発展に依存したものであろう。もちろん、この場合には、費用・便益テストに合格することを前提にしての有用性・信頼性のテストをクリアするものでなければならない。またこの問題は、議会ならびに SEC の動きにも大きく影響を受けることが予想できる。SEC の影響が将来どのようなものとなるかは、国の政治的・経済的要因、特にインフレ率に依存するであろう。

ところで、本稿では検討できなかったが、物価変動会計の将来を考えると、これの国際的動向にも注目しなければならないだろう。たとえば、FASB への SEC の干渉は、英語圏の他の諸国の「現在原価革命」の状況と非常に類似している。英国でのサンディランズ委員会 (the Sandilands Committee)、オーストラリアのマシューズ委員会 (the Mathews Committee)、そしてニュージーランドのリチャードソン委員会 (the Richardson Committee) の場合がそうである。企業の多国籍化が進展している今日、連結目的のためには会計報告書に国際的な矛盾のないことが、新しい形態の財務報告に関して重要な要素となる⁽⁶²⁾。物価変動会計の将来を考えると、この問題に関する国際的調和についても重要な要因として位置づける必要があるだろう。これは今後の課題の一つとしておかなければならない。

(62) Tweedie, David and Geoffrey Whittington, *op. cit.*, pp. 162, 188.